

2. 登録有形文化財

千葉高架水槽



千葉高架水槽は、平成15年度に千葉県内の施設として初めて、土木学会選奨土木遺産に認定され、平成19年度には登録有形文化財（建造物）として登録されました。

千葉分場1号配水池



千葉分場1号配水池は、平成22年度に土木学会選奨土木遺産に認定され、平成29年度に登録有形文化財（建造物）として登録されました。

栗山配水塔



栗山配水塔は、平成18年度に土木学会選奨土木遺産として認定されました。これは、平成15年度に認定された千葉高架水槽（千葉市中央区所在）に次いで、千葉県水道局2施設目の栄誉となります。

平成29年度には、千葉分場1号配水池（千葉市中央区所在）と共に、登録有形文化財（建造物）にも登録されました。